

【縣市町村事例】

茨城県における浄化槽の普及促進及び 法定検査受検率向上に向けた対策について

茨城県生活環境部環境対策課
主事 高野 弘毅

1. 茨城県の概要

茨城県は、筑波山や霞ヶ浦、総延長 190 km に及ぶ海岸線など、豊かな自然と温和で暮らしやすい環境に恵まれています。また、つくばエクスプレスなどの鉄道、常磐自動車道や北関東自動車道など4本の高速道路、茨城港・鹿島港の2つの重要港湾、茨城空港など、陸・海・空の広域交通ネットワークの整備が進むとともに、最先端の科学技術や高度なもののづくり産業が立地するなど、今後も大きく発展する可能性を有しています。



茨城県のマスコットキャラクター

ハッスル黄門

性格：優しいけれど、悪人には厳しい



筑波山

日本百名山です！



日本三名園の1つ

偕楽園

2. 茨城県の水環境

茨城県は、利根川、鬼怒川、那珂川、久慈川等の河川をはじめ、霞ヶ浦、牛久沼、涸沼等の湖沼、さらには、水産資源の豊富な海域等の豊かな水環境を有しています。特に、日本で2番目に大きい霞ヶ浦（西浦、北浦、常陸利根川）は、豊かな水産資源を育む、かけがえのない貴重な財産です。その美しい景観や自然は、筑波山とともに、水郷筑波国立公園として多くの人に愛され、親しまれています。

茨城県は、5期25年に渡り湖沼水質保全計画を策定し、水質浄化のための取り組みを進めてきました。平成24年3月には、「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第6期）」を新たに策定し、霞ヶ浦の汚れの原因（汚濁負荷）を、これまで以上に削減していくこととしました。

霞ヶ浦の豊かな水、美しい自然を私たちの子孫へ引き継いでいくことは、県民の共通の願いであり、現代を生きる私たちの使命でもあります。



3. 茨城県の生活排水対策の状況

霞ヶ浦などの汚濁負荷 (COD) のうち、家庭からの排水は2~3割を占めていることから、水質浄化のためには、生活排水対策を進めていくことが重要となっています。

本県では、下水道、農業集落排水施設、浄化槽といった生活排水処理施設の整備・維持管理を最も効率的に進めるための生活排水ベストプランを平成7年度に策定し、概ね平成37年度までに、県内全域の汚水処理対策を概成することを目標としています（現在、第3回改訂中）。

本県の生活排水処理人口普及率は80.7%ですが（平成25年度末現在）、本県には単独処理浄化槽が約10万6千基残っており（平成26年度末現在）、生活排水未処理世帯の早期解消が喫緊の課題となっています。

表1 参考：汚水処理人口普及率（平成26年度末現在）

	整備人口（人）	普及率（%）
公共下水道	1,785,501	60.0
農（漁）業集落排水施設	167,829	5.6
合併処理浄化槽	461,023	15.5
コミュニティプラント	9,750	0.3
汚水処理人口普及率	2,424,103	81.5
総人口（住民基本台帳人口）	2,973,679	—

4. 浄化槽設置促進のための補助金制度の概要

本県の浄化槽補助は、国の補助制度創設に併せ、昭和62年度から開始しました。本県は、霞ヶ浦等の湖沼流域を抱えていることから、平成11年度からはN型、平成15年度からはNP型への補助を開始するなど、早くから力を入れて補助事業に取り組んできました。

一方で、平成13年度からは、浄化槽法により単独処理浄化槽の新規設置が禁止され、平成19年には、茨城県霞ヶ浦水質保全条例により霞ヶ浦流域内における高度処理型浄化槽の設置が義務づけられました。こうした状況の変化を踏まえ、平成20年度からは、「森林湖沼環境税」を財源に、N型・NP型に対する上乗せ補助など補助内容を大幅に拡充しています。

さらに、平成26年度からは、単独処理浄化槽から高度処理浄化槽への転換^{※1}促進を目的として、県上乗せ補助の見直しを行ったところです。以下のように、転換に対する補助を手厚くしました。

- ・転換の場合：自己負担が通常型の自己負担額の1/2になるよう上乗せ補助
- ・新築の場合：自己負担が通常型の自己負担額の3/4になるよう上乗せ補助

表 2 H20～H26浄化槽補助実績（基）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
合併処理浄化槽	2,733	2,691	2,924	2,814	2,894	2,777	2,564
転換	900	1,010	1,166	1,062	1,016	1,012	706
新築	1,833	1,681	1,758	1,752	1,878	1,765	1,858
高度処理型浄化槽	1,026	1,145	1,244	1,336	1,338	1,259	※ ² 1,210
単独処理浄化槽撤去	295	450	589	593	612	600	509

※1 平成26年度から、本県の浄化槽補助要項において、「転換」の定義を「建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築主事等による確認の申請を要する建築物に新築、改築、または増築に伴うものを除く、専用住宅における新規浄化槽の入れ替え」とした。

※2 平成26年度に補助した高度処理型浄化槽1,210基のうち、転換は534基、新築は676基である。

表 3 本県における浄化槽補助制度の変遷

年度	概 要	備 考
S62	湖沼地域を対象に県費補助開始	国庫補助制度の創設
H3	県全域に対象地域を拡大	
H11	N型浄化槽の補助開始	
H13	財政力指数による交付率を導入	
	浄化槽法改正	単独処理浄化槽の新規禁止
H15	N P型上乘せ補助制度の導入	
H19	霞ヶ浦水質保全条例改正	霞ヶ浦流域内における高度処理型浄化槽の設置義務づけ
H20	森林湖沼環境税による高度処理型上乘せ補助制度等の導入	高度処理上乘せ、市町村設置型の補助額拡大、単独撤去補助の導入、財政力指数制限緩和
H21	建築基準条例改正	霞ヶ浦流域内における高度処理型浄化槽の設置義務が建築基準条例上も規定された
H26	県上乘せ補助を見直し	転換と新築で差を設け、転換に手厚く補助

5. 茨城県の浄化槽法定検査受検率について

(1) 法定検査受検率の状況について

浄化槽の維持管理に関しては、浄化槽法において、浄化槽の管理者は、保守点検及び清掃とともに、毎年1回の法定検査(第11条検査)の受検が義務づけられています。浄化槽が本来の機能を発揮するためには、適切な維持管理「保守点検・清掃」を実施し、適切に生活排水が処理されているか否かを確認する「法定検査」の受検が重要な役割を果たしています。

しかし、本県における法定検査受検率は、平成26年度末現在、33.1%となっており、全国平均を下回る状況にあります。霞ヶ浦等の公共用水域の水質改善を図るためにも、法定検査受検率の向上が本県の喫緊の課題となっています。

表 4 本県における法定検査受検率推移 (%)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
茨城県	18.0	18.9	20.5	22.1	24.3	26.3	30.1	33.1
全国平均	25.7	27.2	28.7	30.4	31.8	33.4	36.3	—

(2) 法定検査受検率向上のための取り組みについて

◎法定検査受検者数増加のためのアプローチ

①法定検査未受検者に対する受検指導文書の送付（平成 21 年度～）

過去 3 年以上法定検査を受検していない浄化槽管理者に対し、県内市町村を 3～4 年で一巡する計画で、文書送付による受検指導を行っています（現在二巡目）。平成 26 年度は、46,800 件文書指導を行った結果、6,094 件の検査申込があり、申込み率は 13.0%でした。

②浄化槽一括契約システム（平成 22 年度～）

本県では、浄化槽管理者の義務である保守点検・清掃・法定検査の申込窓口を、保守点検業者や清掃業者に一本化することで、個々に依頼する煩わしさを軽減する浄化槽一括契約システムを導入しています。県としては、浄化槽設置者に対し、浄化槽設置届提出時に一括契約書の写しを添付するよう、指導しています。また、本県の指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会においては、平成 25 年度から、申込窓口となった業者に支払う契約代行手数料を 100 円/件から 1,000 円/件に増額し、更なる一括契約の促進を図っています。

表 5 一括契約の実績（件）

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	合計
契約件数	4,157	3,887	3,618	3,432	3,482	18,576
うち新規設置者	2,656	2,777	2,917	2,832	2,709	13,891
うち既設置者	1,501	1,110	701	600	773	4,685

③茨城県水質保全監視員制度（平成 25 年度～）

（公社）茨城県水質保全協会から推薦された県内の保守点検業者等を、「茨城県水質保全監視員」に委嘱しました（平成 27 年度は 36 名）。戸別訪問等により、法定検査の受検指導や単独処理浄化槽の転換促進の呼びかけを行っています。

④公務員等に対する法定検査受検現況調査及び未受検者への受検呼びかけ（平成 25 年度～）

公務員が率先して法令を遵守すべきとの考えのもと、法定検査受検率の現況調査と、未受検者に対する受検呼びかけを実施いたしました。平成 25 年度は県職員に対して、平成 26 年度は市町村職員、県出資法人等まで対象を拡大しました。現況と受検呼びかけ後の 2 回にわたり調査を実施し、調査前後で約 10%ほど、受検率を改善することができました。

◎浄化槽の使用実態把握のためのアプローチ

①法定検査受検指導文書返戻分における管理者情報の修正（平成 25 年度～）

法定検査受検指導のため発送した文書のうち、管理者変更報告書の未提出等により、約 1/4 が宛先不明等により返戻されている状況にありました（平成 25 年度は 39,709 通発送したうち 9,417 通が返戻）。浄化槽の適切な維持管理等の推進のため、住宅地図を用いて、1 件 1 件、管理者情報を修正し、法定検査の受検、及び管理者変更報告書提出等に関する文書指導を実施しました（平成 26 年度において約 4,000 件を再発送）。

②県所管の浄化槽台帳と各市町村所管の下水道台帳の突合について（平成 25 年度～）

県内各市町村に対し、浄化槽台帳と下水道台帳の突合を依頼し、廃止すべき浄化槽のリストアップを行いました。突合にあたっては、浄化槽情報と下水道情報を Excel 上で同じファイルに保存し、VLOOKUP 関数を用いて、住所及び浄化槽管理者（住居家主）が同一であったものについてのみ、抽出しました。

この精査作業の結果、平成 26 年度末までに、33 市町村計 4,019 基について、廃止（扱い含む）処理を行いました。

6. 森林湖沼環境税について

(1) 目的

茨城県では、県北地域や筑波山周辺などの森林や霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川などの自然環境を、良好な状態で次世代に引き継ぐために、平成 20 年度から平成 29 年度までを課税期間とする「森林湖沼環境税」を導入しています。浄化槽の普及・促進を図るため、この財源を活用して、高度処理型浄化槽への上乗せ補助及び単独処理浄化槽の撤去補助を行っています。

(2) 仕組み

課税方式	県民税への均等割りへの超過課税（上乗せ）方式
納税者	茨城県内に住所等がある個人、法人
納税額	個人：1,000 円／年 法人：県民税均等割額の 10%／年
納税期間	平成 20 年度から平成 29 年度まで



間伐が実施されたスギ林

(3) 平成 26 年度における主な実績

	実績
森林の保全・整備	
荒廃した森林の間伐	1,079 h a
平地林や里山林の整備	143 h a
公共施設等の木造化・木質化 学校等への木製品の導入	37 施設
森林・林業体験学習への参加者	8,327 人
湖沼・河川の水質保全	
高度処理型浄化槽の設置	1,210 基
下水道・農業集落排水施設接続	605 件
霞ヶ浦湖上体験スクールへの参加者	9,323 人
アオコ抑制装置の設置などによる 悪臭被害等の防止	—



霞ヶ浦湖上体験スクール



アオコ抑制装置の設置・運転

7. 今後の課題

(1) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への更なる転換促進

既述のとおり、本県では、限られた財源の中で転換を促進するため、県の上乗せ補助制度を見直しました。しかし、新制度の初年度である平成 26 年度において、高度処理型浄化槽補助基数 1,210 基に占める転換基数は 534 基(転換割合:44.1%)に留まっています。

また、本県における、近年の単独処理浄化槽の廃止基数が約 3,000 件/年であることを考慮すると、現在のペースのまま、全ての単独処理浄化槽を転換するには、非常に長い年月を要します。

更なる転換促進を図るためには、転換優遇の補助制度について、県民に対し周知・徹底をより一層進めるとともに、先進的な他自治体の取り組みについても目を向け、新たな転換促進策を検討していく必要があると考えています。

表 6 本県における単独処理浄化槽設置基数の推移

	H23	H24	H25	H26	H37
基数	115,016	112,715	108,557	105,516	0
前年度からの増減	△2,579	△2,301	△4,158	△3,041	—

※公共下水道整備区域、農業集落排水施設整備区域内に設置された単独処理浄化槽含む

(2) 法定検査受検率の向上について

本県の法定検査受検率が 33.1%に留まる要因には、受検対象基数の根拠となる浄化槽台帳が、浄化槽の使用実態を正しく反映していないことが挙げられます。具体的には、浄化槽が撤去されているにもかかわらず使用廃止届出書が提出されていなかったり、浄化槽管理者が変わっても管理者変更報告書が提出されていない、といったケースが見受けられます。浄化槽台帳の情報が正確でないため、既述のとおり、浄化槽台帳を基に発送した法定検査受検指導文書のうち、平成 25 年度は 23.7%が返戻されてしまいました。

廃止届出書等の書類提出の周知徹底を図るとともに、浄化槽台帳精査のため、住宅地図を活用し、管理者情報の修正を行ってきました。しかし、住宅地図と突合を行った約 11,000 件のうち、半数は住宅地図上に記載がありませんでした。原因として、住宅が撤去された、或いは空き家になったことなどが想定されますが、住宅地図に記載がないことのみをもって、職権で廃止・休止扱いはできないと考えています。一方、地図上で表示されないため、現地確認を行うことも困難です。

管理者情報が修正できなかった浄化槽は、正確な法定検査受検率の算出、及び未受検者に対する受検指導を行うにあたっての障害になっていることから、浄化槽台帳の精査が課題となっております。本課題解決に向けては、新たな発想をもって、今後とも継続して解決策を模索していく必要があります。



かつて賑わっていた霞ヶ浦の湖水浴場